

事業主のための支援制度



両立指標

両立支援の取組を効果的に進められるよう、企業自らが自社の取組の進展度合いや不足している取組を、点検、評価できる「両立指標」を定めています。

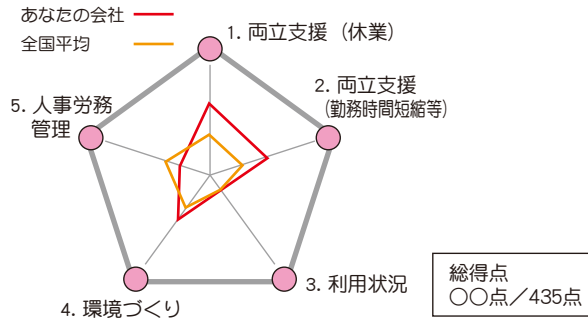
インターネットから設問に答えて、自社の「ファミリー・フレンドリー度合い」が客観的に評価できます。

まずは、トライアル診断からどうぞ。

診断は、<http://ryouritsu.mhlw.go.jp/ryouritsushihyou/> のサイトでできます。

トライアル診断

質問（両立指標の設問）に答えるだけで、あなたの会社を診断。5つの軸毎に平均と比較しての自社の位置を知ることができます。



☆問い合わせ☆ 岡山労働局雇用環境・均等室 TEL (086) 225-2017

均等・両立推進企業表彰

厚生労働省は、女性労働者の能力発揮を促進するための取組（ポジティブ・アクション）及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいうべき取組を推進している企業を表彰し、広く国民に周知しています。

○ ポジティブ・アクションとは？

個々の企業において、固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、営業職に女性が配置されていない等の配置や昇進に男女労働者の間で差が生じている場合、このような差を解消することを目指して、女性の能力発揮を図るために、個々の企業が進める自主的かつ積極的な取組のことをいいます。

○ ファミリー・フレンドリー企業とは？

労働者の仕事と家庭の両立に十分に配慮し、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業のことです。

岡山県男女共同参画社会づくり表彰

岡山県では、「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」に基づき、平成14年度から男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っている事業者を表彰し、その功績を讃えるとともに、広く県民に周知しています。

【過去10年の受賞事業者】 ※事業者名は受賞時のものです。

平成22年度	社会福祉法人 日輪会 特別養護老人ホーム 宗玉園
平成23年度	ビザビグループ
平成24年度	医療法人 緑風会
	岡山商工会議所
平成25年度	株式会社 岡山村田製作所
	中谷興運 株式会社
平成26年度	一般財団法人 操風会
	一般財団法人 津山慈風会
	片山工業 株式会社
平成27年度	株式会社 廣栄堂
平成27年度	社会福祉法人 陽光会
平成28年度	倉敷地所 株式会社
平成29年度	公益財団法人 大原記念倉敷中央医療機構 倉敷中央病院
平成30年度	ベガサスキャンドル株式会社
	株式会社ドウ・ワン・ソーイング岡山工場
	津山信用金庫
令和元年度	社会福祉法人津山福祉会
	社会福祉法人日本原荘
	株式会社本山合金製作所
	津山商工会議所
	菅田株式会社
	株式会社近藤組
	医療法人東浩会
	笹井社会保険労務士事務所
	共和機械株式会社
	株式会社ナンバ
	タカラ産業株式会社
	株式会社マルイ

☆問い合わせ先☆ 岡山県県民生活部男女共同参画青少年課 TEL (086) 226-0553

おかやま子育て応援宣言企業の登録・支援事業

岡山県では、企業等の代表者の方に仕事と子育てが両立できる働きやすい職場環境づくり等に向けた具体的な取組内容を宣言していただく「おかやま子育て応援宣言企業」を募集しています。

登録企業には、登録証が交付されるほか、企業名や取組内容が県のホームページで紹介され、企業等のイメージアップや優秀な人材の確保が期待できます。

令和元年度から、新たなステップとして、従業員の仕事と家庭の両立支援に特に積極的な企業等を「アドバンス企業」として認定する制度を開始しています。認定企業は認定証を交付されるほか、「アドバンス企業」専用ロゴマークを使用いただけます。

○ 表彰制度

登録企業（アドバンス企業）のうち、宣言内容の実現に向けて特に積極的に取り組み、他の模範となる優れた成果のあった企業等に岡山県知事賞を贈呈しています。

令和元年度受賞企業

一般財団法人倉敷成人病センター
エヌイーシール株式会社
エフピコアルライト株式会社

☆問い合わせ先☆ 岡山県保健福祉部子ども未来課 TEL (086) 226-7347
ホームページ「おかやま はぐくまーれ」



両立支援等助成金他

- 岡山労働局では、仕事と家庭の両立を図る労働者を支援する事業主の方への支援として助成金制度があります。
- ここに掲載している以外にも要件があります。詳しいパンフレットのご請求、お問い合わせは
岡山労働局雇用環境・均等室まで TEL:086-224-7639 FAX:086-224-7693

★「中小企業事業主」とは・・・

「業種」に応じて (A)「資本金の額又は出資の総額」または (B) 常時使用する企業全体の労働者数」のどちらかの要件を満たす事業主です。

(B) の「常時使用する労働者」とは、2ヶ月を超えて使用される者であり、かつ週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者と概ね同等である者をいいます。

業種	(A) 資本金の額又は出資の総額	(B) 常時使用する企業全体の労働者数
一般産業(下記以外)	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業(飲食業含む)	5,000万円以下の法人	50人以下

◎<>内の支給額は生産性要件を満たした場合の支給額です

仕事と育児の両立

■両立支援等助成金 出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、かつ男性労働者に育児休業（子の出生後8週間以内に開始する、連続14日以上（中小企業事業主は連続5日以上）の育児休業）を取得させた事業主及び育児目的休暇を導入し男性労働者に利用させた事業主に一定額を助成します。

※個別支援加算：個別面談など育児休業の取得と後押しをする取り組みを実施した場合に加算して支給されます。

I 男性労働者の育児休業

【支給の上限】 2人目以降 1事業主当たり 1年度10人まで

【支給額】 1人目

57万円<72万円>（中小企業以外の事業主28.5万円<36万円>）

個別支援加算

10万円<12万円>（中小企業以外の事業主5万円<6万円>）

2人目以降

(中小企業)

a	5日以上14日未満	14.25万円<18万円>
b	14日以上1か月未満	23.75万円<30万円>
c	1か月以上	33.25万円<42万円>
	個別支援加算	5万円<6万円>

(中小企業以外の事業主)

a	14日以上1か月未満	14.25万円<18万円>
b	1か月以上2か月未満	23.75万円<30万円>
c	2か月以上	33.25万円<42万円>
	個別支援加算	2.5万円<3万円>

II 育児目的休暇

【支給の上限】 1事業主1回限り

【支給額】 28.5万円<36万円> (中小企業以外事業主14.25万円<18万円>)

■両立支援等助成金 育休復帰支援コース

I 育休取得時・職場復帰時

中小企業事業主(★)が、育休復帰支援プランを作成・導入し、プランに沿った取組により、①対象労働者に3か月以上の育休休業(引き続きであれば産後休業通算可)を取得させた場合【育休取得時】及び、②当該休業取得者を原職等に復帰させ、6か月以上継続勤務させた場合【職場復帰時】にそれぞれ一定額を助成します。

【支給の上限】 1事業主あたり、それぞれ期間雇用者、期間の定めのない労働者1人ずつまで

【支給額】 同一対象労働者1人当たり各申請につき 28.5万円<36万円>
育休取得者の職場支援の取組をした場合 加算19万円<24万円>

II 代替要員確保時

中小企業事業主(★)が3か月以上又は90日以上の子育休休業を取得した者の代替要員を確保(育休休業期間中に3か月以上雇用)し、育休休業取得者を原職等に復帰させ、6か月以上継続勤務させた場合、一定額を助成します。

【支給の上限】 1事業主あたり一年度につきのべ10人まで、かつ最初の対象労働者が要件を満たした日から5年間まで(くるみん認定事業主は令和7年3月31日までの間でのべ50人まで)

【支給額】 1人当たり 47.5万円<60万円>
対象労働者が有期雇用者である場合の加算9.5万円<12万円>

Ⅲ 職場復帰後支援

中小企業事業主（★）が、育児休業から復帰後の労働者を支援するため、法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、労働者に利用させた場合、一定額を助成します。

① 子の看護休暇制度

制度導入時

【支給の上限】 1事業主1回限り（保育サービス費用補助制度による支給を受けた事業主は支給対象外）

【支給額】 28.5万円<36万円>

制度利用時

【支給の上限】 最初の支給申請日から3年以内に5人まで。かつ1事業主当たり1年度200時間<240時間>まで。

【支給額】 取得した時間×1,000円<1,200円>

② 保育サービス費用補助制度

制度導入時

【支給の上限】 1事業主1回限り（子の看護休暇制度による支給を受けた事業主は支給対象外）

【支給額】 28.5万円<36万円>

制度利用時

【支給の上限】 最初の支給申請日から3年以内に5人まで。かつ1事業主当たり1年度20万円<24万円>まで。

【事業費】 事業主が負担した費用の3分の2の額

■両立支援等助成金 再雇用者評価処遇コース

妊娠、出産、育児、介護または配偶者の転勤等を理由とした退職者について退職前の実績等を評価し、処遇の決定に反映させることを明記した再雇用制度を導入後、制度に基づき、離職後1年以上経過している対象労働者を再雇用し、無期雇用者として一定期間継続雇用した場合に助成します。

【支給の上限】 1事業主につき5人まで

【支給額】 同一対象労働者につき継続雇用6か月後1回目、継続雇用1年後に2回目の申請が可能

中小企業事業主（★） 1人目 1回につき19万円<24万円>

2人目以降 1回につき14.25万円<18万円>

中小企業以外の事業主 1人目 1回につき14.25万円<18万円>

2人目以降 1回につき9.5万円<12万円>

仕事と介護の両立

■両立支援等助成金 介護離職防止支援コース

中小企業事業主（★）が、①「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき、対象労働者が介護休業を合計5日以上取得し復帰した場合、または②介護のための柔軟な就労形態の制度（*）を、合計20日以上利用する労働者が生じた場合にそれぞれ一定額を助成します。

* 所定外労働の制限、時差出勤、深夜業制限、短時間勤務、介護のための在宅勤務、法を上回る介護休暇、介護フレックスタイム制、介護サービス費用補助

【支給の上限】 1事業主あたり、①介護休業・②介護制度それぞれ1年度5人まで
(2020年度までの時限措置予定)

【支給額】 介護休業取得時と復帰時にそれぞれ 28.5万円<36万円>
介護制度 28.5万円<36万円>

女性の活躍を推進

■両立支援等助成金 女性活躍加速化コース

中小企業事業主（※）が、女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析を行ったうえで「数値目標」及び、数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ行動計画を策定して具体的に取り組み、数値目標を達成した場合に一定額を助成します。

【支給の上限】 1企業につき1回限り 支給額 47.5万円<60万円>

（※）本コースにおける中小企業事業主は、女性活躍推進法において一般事業主行動計画の策定等が努力義務である企業（労働者数300人以下）です。

働き方を変える

■働き方改革推進支援助成金

時間外労働等の改善を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労働能率増進に資する設備、労務管理用機器等の導入を実施した中小企業事業主（★）に、取組に要した経費（それぞれの目的に要した設備投資等）の一定率を助成します。

取組内容により、次の①～④の4つのコースがあります。

- ①労働時間短縮・年休促進支援コース（令和2年度新設）
【働く時間の縮減・年次有給休暇の促進】（申請期限：令和2年11月30日）
- ②勤務間インターバル導入コース
【休息時間の確保】（申請期限：令和2年11月30日）
- ③団体推進コース
【時間外労働の削減・賃金引上げ】（申請期限：令和2年11月30日）
- ④テレワークコース
【在宅・テレワークへの取組】（申請期限：令和2年12月1日）

【支給上限額】①250万円（別途加算あり）、②100万円（別途加算あり）、
③1,000万円、④300万円

☆問い合わせ・申請先☆

- ①～③ 岡山労働局雇用環境・均等室 086-224-7639
- ④ テレワーク相談センター 0120-91-6479

最低賃金引上げ

■業務改善助成金

業務改善（労働能率の増進・生産性の向上に資する機器・設備の購入等）に係る計画を作成・実施し、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業事業主（★）に、改善の取組に要した費用の一定額を助成します。

【主な支給要件】

- ①事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後3か月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、交付申請後に賃金引上げを行うこと（引上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です）。
 - ②生産性向上のための機器・設備の導入などを行うこと（単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など、社会通念上当然に必要となる経費は対象外です）。
- * 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象になります。

【支給額】

最低賃金の 引上げ額	助成率	引き上げる 労働者数	助成の 上限額	対象事業場
25円以上	最大 4/5 (※) (※)生産性要件 を満たした場合 には最大 9/10	1人	25万円	事業場内最低賃金 と地域別最低賃金 との差額が30円 以内及び事業場規 模100人以下の 事業場
		2～3人	40万円	
		4～6人	60万円	
		7人以上	80万円	
30円以上		1人	30万円	
		2～3人	50万円	
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
60円以上		1人	60万円	
		2～3人	90万円	
		4～6人	150万円	
		7人以上	230万円	
90円以上		1人	90万円	
		2～3人	150万円	
		4～6人	270万円	
		7人以上	450万円	

申請期限：令和3年1月29日

働き方・休み方改善コンサルタントについて

企業における仕事と生活の調和の推進のための取組を支援するため「働き方・休み方改善コンサルタント」が、無料で企業の希望に応じて個別に訪問し、労働時間等の設定改善に向けたアドバイスや資料提供をしています。

コンサルタントの個別訪問によるアドバイスや資料提供を希望される場合には、働き方・休み方改善コンサルタント利用申込書をファックス等により以下へ送付してください。訪問日等詳細をご連絡します。

(岡山労働局HPで「働き方・休み方コンサルタント」を検索！

https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roundoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/setteikaizen_konsaru.html)

☆問い合わせ先☆

岡山労働局雇用環境・均等室 TEL (086) 225-2017
FAX (086) 224-7693